

令和7年度 阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

令和7年度 中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定により公表します。

※事業実施期間: 令7年4月1日から令和8年3月31日まで

1 集落協定

(1)協定数 22協定 (2)対象面積 1,145,494㎡ (3)交付金額 24,830,079円

集落名	参加者数	対象面積 (㎡)	田		畑		交付金額 (千円)	主な共同取り組み活動の内容 〔農業生産活動、生産性・収益の向上、 担い手の定着等に関する事〕
			急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
成松・櫛ヶ谷	11	31,760	31,760	0	0	0	666,960	水路・農道等の管理、法面点検、既荒廃農地保全管理、周辺林地の下草刈り
元信	20	79,898	65,369	7,056	7,275	198	1,601,290	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
海老川	29	104,580	73,109	28,377	3,094	0	1,797,886	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
秋山	7	22,260	13,696	5,459	2,678	427	363,579	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
友常	15	45,934	39,903	5,609	0	422	884,312	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、景観作物の作付け
清貞	15	50,398	42,311	6,463	1,624	0	767,127	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
平川内	5	17,239	17,033	0	206	0	360,062	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
広重	14	25,367	17,344	7,903	120	0	428,828	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
船頭ヶ谷	14	120,499	120,499	0	0	0	3,853,473	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
八原毛	12	46,480	46,480	0	0	0	1,039,440	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
香	3	16,572	16,572	0	0	0	278,409	水路・農道等の管理、法面点検、周辺林地の下草刈り
平松・高瀬	2	17,706	17,706	0	0	0	297,460	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
働々	16	93,542	89,586	3,904	52	0	2,690,614	水路・農道等の管理、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
尻杭	4	31,499	23,256	8,243	0	0	443,455	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
長谷川	4	15,690	15,690	0	0	0	263,592	水路・農道等の管理、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
長谷川東	5	11,181	11,181	0	0	0	234,801	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
辺川	8	45,333	32,978	3,409	8,811	135	657,286	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
貝谷	8	23,239	22,702	0	537	0	482,917	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
熊谷	30	78,820	58,710	18,320	0	1,790	1,385,735	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
茶畦	3	12,299	9,444	2,515	340	0	177,883	水路・農道等の管理、法面点検、周辺林地の下草刈り
徳信	49	237,959	202,659	32,382	2,261	657	5,792,951	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り
東山	4	17,239	17,239	0	0	0	362,019	水路・農道等の管理、法面点検、鳥獣被害防止対策、周辺林地の下草刈り

2 個別協定

(1)協定数 1協定 (2)対象面積 1,289㎡ (3)交付金額 27,069円

◇ 中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることができる制度です。

問い合わせは

農林水産課(☎ 22-1598)